

防人服第 1 1 6 8 号
令和 2 年 1 月 3 1 日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する
人事教育局長が定める考慮事項等について（通知）

標記について、暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準について（防人服（防）第 4 6 号。令和 2 年 1 月 3 1 日）の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

なお、本通知の実施に関し必要な細部については、人事教育局サービス管理官から通知させる。

「暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準について」の考慮事項等について

「ハラスメント（パワー・ハラスメント）」、「傷害、暴行又は脅迫」及び「上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等」の違反行為に関する処分量定の決定に当たっての考慮事項及び適用基準については、第1項から第3項までのとおりとする。なお、適用基準に掲げられていない行為については、以下の考慮事項を基にその悪質性等を評価し、適用基準に掲げられている行為と比較のうえ相当する違反態様を判断し、処分量定を決定するものとする。

また、処分基準の加重又は軽減については、第4項のとおりとする。

1 ハラスメント（パワー・ハラスメント）

「パワー・ハラスメント」の違反態様については、暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準について第2項第3号に規定する行為をした場合に適用する。

(1) 考慮事項

違反行為の内容、違反行為に至る原因及び動機、違反行為が生起した際の状況、違反行為をした者（以下「違反者」という。）及び被害者の階級又は官職（以下「階級等」という。）、違反者の職務上の権威又は権力、被害者の被害の程度、部内及び部外に及ぼす影響等とする。

(2) 適用基準

ア 違反態様が極めて重大な場合に当たる処分基準については、免職を基本とする。

イ 被害者が精神的な被害を受けた際の処分量定については、その原因となった違反者の精神的な攻撃、その他の心理的負荷となった要因等を総合的に勘案し、因果関係を明らかにしたうえで判断するものとする。

違反態様	適用基準
極めて重大な場合	① 刃物又はこれに相当する凶器（以下「刃物等」という。）を用いた場合 ② 被害者の自殺（未遂を含む。）の主たる原因となった場合 ③ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 ④ 重傷病（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負

	傷又は疾病の療養の期間が1カ月以上の傷病をいう。以下「重傷」という。)を負わせた場合 ⑤ 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 ⑥ 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合
重大な場合	① 全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 ② 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 ③ 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に制限が生じた場合 ④ 複数回又は長期間に渡る暴行を加えた場合
比較的重大な場合	① 全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 ② 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に一定の制限が生じた場合 ③ 平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合
軽微な場合	① 平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合 ② 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた場合 ③ 職場環境を著しく悪化させた結果、公務の運営に支障を生じさせた場合
比較的軽微な場合	① 胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 ② 人間関係からの切り離しに至る主たる原因となった場合 ③ 日常的に威圧的な言動をすることで職場

	環境を著しく悪化させた場合
極めて軽微な場合	① 過大又は過小な業務の要求をした場合 ② 私的なことに過度に立ち入る等の個の侵害をした場合 ③ 威圧的な言動により職場環境を著しく悪化させた場合 ④ 暴言を伴う指導をした場合 ⑤ 長時間に渡る拘束等の不適切な指導をした場合

2 傷害、暴行又は脅迫

「傷害、暴行又は脅迫」の違反態様については、隊員が前項及び次項に当たらない傷害、暴行又は脅迫に当たる違反行為をした場合に適用する。

(1) 考慮事項

違反行為の内容、悪質性及び手段、違反行為に至る原因及び動機、違反行為が生起した状況、結果の程度、部内及び部外に及ぼす影響等とする。

(2) 適用基準

違反態様が極めて重大な場合に当たる処分基準については、免職を基本とする。

違反態様		適用基準
傷害	極めて重大な場合	① 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 ② 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 ③ 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、重傷を負わせた場合 ④ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加え、傷害を負わせた場合 ⑤ 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合
	重大な場合	① 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、重傷を負わせた場合 ② 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

		③ 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合
	比較的重大な場合	① 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 ② 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合
	軽微な場合	口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合
暴行又は脅迫	極めて重大な場合	① 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合 ② 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 ③ 長期間に渡り複数の手段を用いて執拗に脅迫をした場合
	重大な場合	① 道具（刃物等を除く。）を用いて暴行を加えた場合 ② 一方的に又は民間人に対し平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 ③ 複数回若しくは長期間に渡り暴行を加えた又は脅迫をした場合
	軽微な場合	① 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 ② 一方的に又は民間人に対し平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合
	比較的軽微な場合	① 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合

		② 一方的に又は民間人に対し胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の暴行を加えた場合
	極めて軽微な場合	① 口論等の喧嘩を契機に胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 ② 脅迫の程度が軽微な場合 ③ 被害者に向けられた違法な有形力が身体に作用しなかった場合

3 上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等

「上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等」の違反態様については、隊員が上官に対し反抗不服従の行為をした場合又は隊員が上官等及び特別勤務者に対して、傷害、暴行又は脅迫若しくは暴言、名誉毀損又は侮辱をした場合に適用する。特に自衛隊は、階級により指揮統率が行われる組織のため、本違反行為が生じた場合には、その秩序を著しく乱すおそれがあることから、特に厳しい処分基準とされている。

(1) 考慮事項

違反行為の内容、違反行為に至る原因及び動機、違反行為が生じた際の状況、違反者及び上官等の階級等、結果の程度、部内及び部外に及ぼす影響等とする。

(2) 適用基準

違反態様		適用基準
反抗不服従	極めて重大な場合	反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合
	重大な場合	① 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 ② 反抗不服従を繰り返した場合
	軽微な場合	反抗不服従をした場合
傷害	重大な場合	① 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 ② 殺意をもって暴行を加え、傷害を負わせた場合 ③ 職務に支障をきたす程度の傷害を負わせ

		た場合 ④ 傷害を負わせた結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 ⑤ 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合
	軽微な場合	暴行を加え、傷害を負わせた場合
暴行又は脅迫	重大な場合	① 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合 ② 殺意をもって暴行を加えた場合 ③ 暴行を加えた又は脅迫をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 ④ 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合
	軽微な場合	① 暴行を加えた場合 ② 脅迫をした場合
暴言、名誉毀損又は侮辱	極めて重大な場合	① 暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 ② 不特定多数の者が容易に閲覧できる状況で、上官等の名誉を著しく害し、又は上官等を著しく侮辱した場合
	重大な場合	① 暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 ② 公務中の上官等に対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱した場合 ③ 不特定多数の者が容易に閲覧できる状況で、上官等の名誉を害し、又は上官等を侮辱した場合
	軽微な場合	① 暴言を吐いた場合 ② 名誉を害した場合 ③ 侮辱をした場合

4 処分基準の加重又は軽減

処分基準を必要に応じ加重又は軽減するときの処分量定については、次表のとおりとする。

処分基準	加重した処分量定	軽減した処分量定
免職		6 月以上の停職
停職 6 月以上		3 月以上 6 月未満の停職
停職 3 月以上		1 月以上 3 月未満の停職
3 月以上 6 月未満の停職	停職 6 月以上	1 月以上 3 月未満の停職
1 月以上 3 月未満の停職	3 月以上 6 月未満の停職	6 日以上 1 月未満の停職
1 月以上の停職	免職	6 日以上 1 月未満の停職
6 日以上 1 月未満の停職	1 月以上 3 月未満の停職	停職の軽処分
停職の重処分	免職	停職の軽処分
停職の軽処分	6 日以上 1 月未満の停職	軽処分以下（停職を除く。）
軽処分	6 日以上 1 月未満の停職	訓戒
軽処分以下（停職を除く。）	減給の重処分	